

行政はどこまでも 公平・公正

が使命だと考えます…皆さんの「意見をお寄せください

今後の山中湖の村政にとって大切な問題が含まれている6月定例会議。その報告が遅れてしまいました。というのは、以下の3点についての詳細をご報告する予定でしたが、議会終了後一ヶ月たった現在、いまだ進展がないのです。そこで、とりあえずお知らせできる分のみ、整理してご報告いたします。

1 観光振興公社・経営状況報告の再回答について

花の都や温泉の運営会社である、観光振興公社の経営状況3月までの決算が議会に報告されました。決算報告書によれば、花の都、石割の湯、富士の湯の3事業所とも、入場者数は減少し当然入場料収入も減少しました。ところが、決算では1,796万円の当期利益(黒字)が出ています。これは3月定例会議で、公社への赤字補填として委託金を3,476万円追加補正したためです。ところが赤字補填どころか、最終的に1,796万円の利益(黒字)が出たわけでは、一体3,476万円の数字の根拠は何であったのか樋口は当局に説明を求めています。これについて明確な解答が今だに出てきません(実質決算は1,680万円の赤字でした)。

そして各事業所別の決算内容も要求していますが、「事業所別にはしていない」との返事です。これが事実であれば、「ごんぶり助定会社」といふことになりません。

その他の樋口の質問にも、「いささか回答できません。報告不備」といふことで後日改めて説明会を開き、回答することになっていきます(村長招集)。「未だ招集はありません」

2 議会議員の定数削減に関する特別委員会の設置と審議について

これは最終日に羽田三議員と羽田伸司議員の二人が提出した議案です。そこで全議員による「特別委員会」を設置し審議付託することを決定しました。羽田三議員、羽田伸司議員が正・副委員長となり、7月26日に委員会を開催し審議することになっていきます(委員長招集)。「議員定数の削減」に関する意見がある方は、樋口までお寄せください。委員会審議に反映させます。

3 テレテレビによる議会放映をぜひのぞいて実施するかどうかについて

これについては、次の9月定例会までに実施内容と方針および予算要求をし、早くも9月定例会、遅くも12月定例会にはTV放映の実施を目標に「実施検討委員会」を設置しました。羽田正男議員が委員長となり、内容を決めることになっていきます。(7月26日開催)これについても「意見」希望のある方は、樋口までお寄せください。

安心してできる 公平な防災体制を!

山中湖村の人口は、5,977人で世帯数は2,073戸です。(6月1日現在)

しかし、実際には防音工事のための住民登録や、別荘に永住的に居住している方など、正確な居住者数は不明です。この中、村民に対する緊急防災体制はどうなっているのか心配になりました。

そこで樋口は6月定例会「一般質問」において、村の緊急防災体制として、防災行政無線の設置状況と住民の安否確認に関する体制を質問しました。

村当局の回答は、防災無線の設置件数(未設置件数も)に関して「実情を把握していないので分からない」という曖昧な回答でした。また、住民の安否確認は「区会」や「隣保組」などの「自主防災体制」に依存しているのみで区会に入っていない村民や別荘住人に対しては、何の体制もないことを認めています。

国では「国民保護法」「改正消防法」などが施行され、また富士山噴火や地震に対する防災体制の徹底が叫ばれており、想定される被害規模や被災範囲を考えると深刻で緊急な課題です。

一方、村では、演習場からの洪水対策だと、50年に一度あるかないかの豪雨を想定した根拠のないダム建設や排水路改修が数十億円かけて行われています。全く矛盾しています。

これが、山中湖村の緊急防災体制に対する実情なのです。全住民の安全を確保し生命財産を守るべき行政として、重大なる責任問題だと思います。

そこで、具体的対応策として、大容量の情報伝送時に、しかも双方向で送信できる「インターネット」を活用した防災無線方式を採用するよう提案しました。

これは、秋から実現する村内光ファイバー網に対し、噴火や地震でファイバーが断線する危険にも対応でき、誰にも安心安全な山中湖村の実現が可能となります。

また、このシステムは、平常時には、遠地や独居の方への健康管理のほか、あらゆる情報の発信と受信がいつでも、どこでも、誰でも可能になり、予想をはるかに超える効用が考えられます。

村長から「十分検討に値する提案だ」との回答を得ていますので、実現に向け努力したいと思います。

このままではいいの? 観光案内所の改革

山中湖村の総合観光案内所として、山中湖観光案内所があります。この施設が観光協会、観光関連業者でつくる任意団体(の建物だと勘違いしている方が多い)です。

実は、村民の税金で建てられた純然たる「公の施設」です。この施設は、今年の四月から条例を改正し、観光協会が「指定管理者制度」の管理者に指定されました。

ところが、観光案内所の窓口では観光協会員のみの施設案内だけで、協会員以外の村民の観光パンフレットすら置かせてもらえません。しかも四月までは、宿泊料の5%を紹介手数料として観光客から窓口で受け取っており(以前は10%)、大変不評でした。そこで、この紹介料の窓口徴収は廃止してもらいました。

次に、パンフレット等の設置について、全ての村民を平等に取り扱ってほしいとの要望に対し、観光協会長からは、従来からの方

針で、協会員以外はお断りしている」との返答でした。

そこで、本来の責任担当である観光課に改善措置を申し入れました。しかし、課長からは「観光協会は指定管理者である。」「今日に至るまで協会は協会員の年会費で運営されている。」「したがって、年会費負担のない第三者に許可することは不平等。」「現行のままの運営が適正」と、驚くべき外れの回答文が届きました。

そこで、「観光案内所は公の施設だから、非協会員の村民は、第三者などではなく主権者であり、村民の利用に差別扱いしてはいけない(自治法)」。観光協会には会費総収入とほぼ同額の500万円もの税金が毎年運営補助金として支出されている。などの説明と経緯を詳しく記載し、数項目に分けて再質問をしました。

しかし課長からは「前回答したとおりの見解であり、考えに変わりはない」とだけ記載した数行の文章が届きました。残念ながら、観光課長や観光協会長は「公の施設」に関する認識が根本的に誤っており、自治法や指定管理者制度について、真剣に学んでほしいと思います。

樋口は、引き続き観光の活性と観光行政改革のためにも、観光案内所の公平公正な管理運営が実現できるよう努力します。

以上申し述べました「防災行政無線」の実態や「観光案内所の運営」の実態でもお分かりのように、全村民に対し、はたして公平で目配りの効いた行政が行われているのか、疑問です。

これまでの樋口の行動が、一部の既得権者や改革に不都合な村民にとっては「村をかき回している」としか写らないでしょうが、樋口は公平・公正な村政を望み、それをめざし今後努力を続けていくことを、お約束します。